

<個人情報の利用目的>記載していただいた個人情報は、次の目的で利用します。
1.受信料の契約・収納活動(割引の適用要件や解約に該当する事実の確認等を含みます) 2.免除基準の適用
3.放送の受信に関する相談業務およびNHK共聴の維持・運営業務 4.放送やイベントのお知らせ 5.放送文化・普及・受信に関する調査へのご協力をお願い

NHK放送受信契約書 兼 事業所割引申込書

日本放送協会 (NHK) 宛
私は、NHKの放送を受信することのできる受信設備 (受信機) を設置していますので、本書により、NHKとの間で、放送受信規約を契約内容として放送受信契約を締結します。また、所定の欄に記入をすることにより、事業所割引の申し込みを行います。

記入日

令和 年 月 日

 必要事項すべてにご記入、押印、該当欄へチェック☑をお願いします。

フリガナ

契約者名 (法人名等)

住所 (会社の本店所在地等) (〒 -) 都 道 府 県

電話番号 (- -)

メールアドレス @

代表者名

担当者名

所 属 等

印

受信契約者欄に記載の契約者名・住所と、受信機設置の場所である施設等の名称・所在地が異なる場合にご記入ください。

施設等の名称

施設等の所在地 (〒 -) 都 道 府 県

電話番号 (- -)

受信契約件数

地上契約	衛星契約	合計

受信機設置の場所・契約件数・受信機の数をご記入ください。契約件数と受信機の数と同じ場合は、受信機数は不要です。
また、別紙にご記入の場合は、その別紙をこの契約書とあわせてご提出ください。

受信機設置の場所

地上	衛星	合計
契約件数		
受信機の数		
契約件数		
受信機の数		
契約件数		
受信機の数		
契約件数		
受信機の数		
契約件数		
受信機の数		

事業所割引の申し込み

事業所割引を申し込まれる場合は該当欄へチェック☑をお願いします。

☐ 設置した受信機すべてについて必要な受信契約を締結しましたので、放送受信規約5条の5および事業所割引規程を了承のうえ申し込みます。

※ 事業所割引申込書をNHKが受理した月から割引の適用を開始します。

受信機設置日

受信機の設置日をご記入日と同じ場合、この欄のご記入は不要です。お支払いいただく放送受信料は、令和元年10月以降に受信機を設置した場合については、設置した月の翌月分から月額で発生します。

令和() 年 月 日
※令和以外の場合は()にご記入ください。

※事業所等住居以外の場所に設置する受信機は、設置場所ごとに放送受信契約が必要です。ただし、その設置場所が住居と接続している場合、同一の世帯に属する住居の一部と認められることがあります。既に当該世帯に放送受信契約があれば、これとは別の契約は不要です。ご不明な点はNHKにお問い合わせください。

お支払方法

☐ 口座振替 ☐ クレジット

☐ 継続振込 (払込用紙) でのお支払い

※別途申込み用紙を送付いたします。登録完了までは「継続振込」とさせていただきます。

支払コースを選択してください。ご指定がない場合は「2か月払」とさせていただきます。

☐ 2か月払 ☐ 6か月前払 ☐ 12か月前払

※お支払方法のご指定がない場合は「継続振込」とさせていただきます。

請求書等の郵送先をご指定ください。(該当欄へチェック☑をお願いします)

☐ 受信契約者の住所 ☐ 施設等の所在地 ☐ 上記以外の郵送先 ※右欄でご指定ください。

郵送先を指定する場合にご使用ください。

〒 -) 都 道 府 県

電話番号 (- -)

郵送先の宛名

担当者名

所 属 等

NHK情報処理欄

局 お客様番号 家屋コード 家屋登録/地域コード 目標コード 事業所区分

異 年月 契 支 コ

08契約変更 (事業所割引)

適用年月 事割 A

処理日

放送法（抜粋）

（受信契約及び受信料）

第64条 協会の放送を受信することのできる受信設備（次に掲げるものを除く。以下この項及び第三項第二号において「特定受信設備」という。）を設置した者は、同項の認可を受けた受信契約（協会の放送の受信についての契約をいう。以下この条及び第七十条第四項において同じ。）の条項（以下この項において「認可契約条項」という。）で定めるところにより、協会と受信契約を締結しなければならない。ただし、特定受信設備を住居（住居とみなされる場所として認可契約条項で定める場所を含む。）に設置した場合において当該住居に設置された他の特定受信設備について当該住居及び生計を共にする他の者がこの項本文の規定により受信契約を締結しているとき、その他この項本文の規定による受信契約の締結をする必要がない場合として認可契約条項で定める場合は、この限りでない。

- 一 放送の受信を目的としない受信設備
- 二 ラジオ放送（音声その他の音響を送る放送であつて、テレビジョン放送及び多重放送に該当しないものをいう。第二百六条第一項において同じ。）又は多重放送に限り受信することのできる受信設備
- 2 協会は、あらかじめ、総務大臣の認可を受けた受信料の免除の基準によるのでなければ、前項の規定により受信契約を締結した者から徴収する受信料を免除してはならない。
- 3 協会は、受信契約の条項については、次に掲げる事項を定め、あらかじめ、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
 - 一 受信契約の単位に関する事項
 - 二 受信契約の申込みの方法及び期限に関する事項（特定受信設備の設置の日その他の当該申込みの際に協会に対し通知すべき事項を含む。）
 - 三 受信料の支払の時期及び方法に関する事項
 - 四 次に掲げる場合において協会が徴収することができる受信料の額及び割増金の額その他当該受信料及び当該割増金の徴収に関する事項
 - イ 不正な手段により受信料の支払を免れた場合
 - ロ 正当な理由がなくて第二号に規定する期限までに受信契約の申込みをしなかつた場合
- 五 その他総務省令で定める事項
- 4 前項第四号に規定する受信料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とし、同項第四号に規定する割増金の額は、当該各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額に総務省令で定める倍数を乗じて得た額を超えない額とする。
 - 一 前項第四号イに掲げる場合に該当する場合 支払を免れた受信料の額
 - 二 前項第四号ロに掲げる場合に該当する場合 同項第二号に規定する期限が到来する日に受信契約を締結したとしたならば現に受信契約を締結した日の前日までに支払うべきこととなる受信料の額に相当する額
- 5 協会の放送を受信し、その内容に変更を加えないで同時にその再放送をする放送は、これを協会の放送とみなして前各項の規定を適用する。

日本放送協会放送受信規約

放送法（昭和25年法律第132号）第64条第1項の規定により締結される放送の受信についての契約は、次の条項によるものとする。

（放送受信契約の種別）

- 第1条 日本放送協会（以下「NHK」という。）の行なう放送の受信についての契約（以下「放送受信契約」という。）を分けて、次のとおりとする。
- 地上契約……地上系によるテレビジョン放送のみの受信についての放送受信契約
- 衛星契約……衛星系および地上系によるテレビジョン放送の受信についての放送受信契約
- 特別契約……地上系によるテレビジョン放送の自然の地形による難視聴地域（以下「難視聴地域」という。）または列車、電車その他営業用の移動体において、衛星系によるテレビジョン放送のみの受信についての放送受信契約
- 2 受信機（家庭用受信機、携帯用受信機、自動車用受信機、共同受信用受信機等で、NHKのテレビジョン放送を受信することのできる受信設備をいう。以下同じ。）のうち、地上系によるテレビジョン放送のみを受信できるテレビジョン受信機を設置（使用できる状態におくことをいう。以下同じ。）した者は地上契約、衛星系によるテレビジョン放送を受信できるテレビジョン受信機を設置した者は衛星契約を締結しなければならない。ただし、難視聴地域または列車、電車その他営業用の移動体において、衛星系によるテレビジョン放送のみを受信できるテレビジョン受信機を設置した者は特別契約を締結するものとする。

（放送受信契約の単位等）

- 第2条 放送受信契約は、世帯ごとに行なうものとする。ただし、同一の世帯に属する2以上の住居に設置する受信機については、その受信機を設置する住居ごととする。
- 2 事業所等住居以外の場所に設置する受信機についての放送受信契約は、前項本文の規定にかかわらず、受信機の設置場所ごとに行なうものとする。
 - 3 第1項に規定する世帯とは、住居および生計をともにする者の集まりまたは独立して住居もしくは生計を維持する単身者をいい、世帯構成員の自家用自動車等営業用以外の移動体については住居の一部とみなす。
 - 4 第2項に規定する受信機の設置場所の単位は、部屋、自動車またはこれらに準ずるものの単位による。
 - 5 同一の世帯に属する1の住居に2以上の受信機が設置される場合においては、その数にかかわらず、1の放送受信契約とする。この場合において、受信することのできる放送の種類の異なる2以上のテレビジョン受信機を設置した者は、衛星契約を締結するものとする。
 - 6 1の者が事業所等住居以外の同一の設置場所に2以上の受信機を設置した場合においては、その数にかかわらず、1の放送受信契約とする。この場合において、受信することのできる放送の種類の異なる2以上のテレビジョン受信機を設置した者は、衛星契約を締結するものとする。

（放送受信契約書の提出）

- 第3条 受信機を設置した者は、受信機の設置の月の翌々月の末日までに、次の事項を記載した放送受信契約書を放送局（NHKの放送局をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。ただし、新規に契約することを要しない場合を除く。
- (1) 受信機の設置者の氏名および住所
 - (2) 受信機の設置の日
 - (3) 受信することのできる放送の種類および放送受信契約の種別
 - (4) 受信機を住所以外の場所に設置した場合はその場所
 - (5) 受信機を事業所等住居以外の場所に設置した場合はその設置場所および受信機の数
- 2 放送受信契約者がテレビジョン受信機を設置またはこれを廃止すること等により、放送受信契約の種別を変更するときは、前項各号に掲げる事項のほか、変更前の放送受信契約の種別を記載した放送受信契約書を放送局に提出しなければならない。この場合において、放送受信契約の種別の変更が、第5条第3項第1号に定める料額が高い契約種別への変更であるときは、放送受信契約書の提出の期限は、その変更にかかるテレビジョン受信機の設置の月の翌々月の末日までとする。
 - 3 第1項または第2項の放送受信契約書の提出は、書面に代えて電話、インターネット等の通信手段を利用した所定の方法により行なうことができる。この場合においても、第1項または第2項に規定する事項を届け出るものとする。
 - 4 前項による放送受信契約書の提出があつた場合、NHKは、書面の送付等により提出内容を確認するための通知を行なうものとする。
 - 5 受信機を設置した者は、第1項から第3項までの放送受信契約書の提出に際して、利用している電話番号および電子メールアドレスを所定の方法により届け出るものとする。

（放送受信契約またはその種別の変更契約の成立時期）

第4条 放送受信契約またはその種別の変更契約は、受信機の設置者とNHKの双方の意思表示の合致の日に成立する。

(放送受信料支払いの義務)

第5条 放送受信契約者は、受信機の設置の月の翌月から第9条第2項の規定により解約となった月の前月まで、1の放送受信契約につき、その種別に従い、次の表に掲げる額の放送受信料（消費税および地方消費税を含む。）を支払わなければならない。

種別	月額	6か月前払額	12か月前払額
地上契約	1,100円	6,309円	12,276円
衛星契約	1,950円	11,186円	21,765円
特別契約	860円	4,934円	9,599円

- 2 特別契約を除く放送受信契約について沖縄県の区域に居住する者の支払うべき放送受信料額（消費税および地方消費税を含む。）は、前項の規定にかかわらず、当分の間、別表1に掲げる額とする。
- 3 放送受信契約の種別に変更があったときの放送受信料は、次の各号の契約種別の料額とする。
- (1) 地上契約から衛星契約、特別契約から地上契約、または特別契約から衛星契約への契約種別の変更（以下これらの契約種別の変更を「料額が高い契約種別への変更」という。）があった場合においては、その変更にかかる受信機の設置があったときの当該月分の放送受信料は、変更前の契約種別の料額とし、その翌月分の放送受信料から変更後の契約種別の料額とする。
- (2) 衛星契約から地上契約、衛星契約から特別契約、または地上契約から特別契約への契約種別の変更（以下これらの契約種別の変更を「料額が低い契約種別への変更」という。）があった場合においては、その変更にかかる受信機の廃止等に伴う第3条第2項または第3項の提出があったときの当該月分の放送受信料から変更後の契約種別の料額とする。ただし、当該月の前月に受信機の設置があったとき、または料額が高い契約種別への変更があったときは、当該月分の放送受信料は変更前の契約種別の料額とし、その翌月分の放送受信料から変更後の契約種別の料額とする。
- (3) 月に2回以上の契約種別の変更があったときの当該月分の放送受信料は、前2号の規定にかかわらず、各変更前および各変更後の契約種別のうち、次の順位で適用した契約種別の料額とする。
- イ 衛星契約
- ロ 地上契約
- 4 次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号の定めるところにより、放送受信料を支払わなければならない。
- (1) 受信機の設置の月またはその翌月に第9条第2項の規定により解約となったときは、当該月分の放送受信料を支払わなければならない。この場合において、当該解約となった月に料額が低い契約種別への変更があったときは、変更前の契約種別の料額を当該月分の放送受信料として支払わなければならない。
- (2) 受信機の設置の月に料額が低い契約種別への変更があったときは、第1項の規定によるほか、変更前の契約種別の料額を当該月分の放送受信料として支払わなければならない。この場合において、当該受信機の設置の月の翌月に第9条第2項の規定により解約となったときは、前号の規定は適用しない。
- (3) 料額が高い契約種別への変更があった月またはその翌月に第9条第2項の規定により解約となったときは、変更後の契約種別の料額を当該月分の放送受信料として支払わなければならない。

(多数契約一括支払に関する特例（多数一括割引））

第5条の2 衛星契約または特別契約の契約件数の合計が、別に定める放送受信料免除の基準（以下「免除基準」という。）の「全額免除」が適用される放送受信契約を除き、10件以上である1の放送受信契約者が、支払期間を同じくして第6条第3項に定める口座振替もしくは継続振込または第6条第4項に定めるその他の支払方法のうちNHKの指定する方法により一括して放送受信料を支払う場合は、前条第1項および第2項の規定にかかわらず、これらの契約種別である全契約を対象に、放送受信料額から、1件あたりその契約種別に応じて次表に定める月額を減じて支払うものとする。

契約種別ごとの契約件数	契約種別ごとの全契約を対象に1件あたり減ずる月額	
	衛星契約	特別契約
10件以上	300円	90円

- 2 前項において、衛星契約または特別契約の契約件数の合計が10件に満たない場合であっても、衛星契約の契約件数が9件または特別契約の契約件数が9件である1の放送受信契約者については、その衛星契約または特別契約の契約件数を10件として算定した放送受信料額を支払うものとする。
- 3 第1項の多数契約一括支払に関する特例を第5条の4に定める同一生計支払に関する特例または第5条の5に定める事業所契約に関する特例と重ねて適用する場合、対象となる放送受信契約者が支払う放送受信料について、放送受信料額から、1件あたりその契約種別に応じて減ずる月額は、本条第1項に定める額に第5条の4または第5条の5に定める減額分を加算したものとする。
- 4 前項において、衛星契約または特別契約の契約件数の合計が10件に満たない場合であっても、次の各号のいずれかに該当する1の放送受信契約者については、その衛星契約または特別契約の契約件数を10件として算定した放送受信料額を支払うものとする。この場合、契約件数が10件に不足する当該不足件数分の衛星契約または特別契約については、前項の定めによる減額後の放送受信料額を用いるものとする。
- (1) 衛星契約の契約件数が7件、8件または9件であるとき
- (2) 特別契約の契約件数が8件または9件であるとき
- 5 前4項の多数契約一括支払に関する特例は、次条に定める団体一括支払に関する特例と重ねて適用することはしない。

(団体一括支払に関する特例（団体一括割引））

- 第5条の3 別に定める要件を備えた団体の構成員で、衛星契約または特別契約を締結している放送受信契約者が、免除基準の「全額免除」が適用される者を除いて15名以上まとなり、団体としてその代表者を通じ、第6条第3項に定める口座振替または継続振込により一括して放送受信料を支払う場合は、第5条第1項および第2項の規定にかかわらず、放送受信料額から、1件あたり月額180円を減じて支払うものとする。
- 2 前項の団体一括支払に関する特例を次条に定める同一生計支払に関する特例と重ねて適用する場合、対象となる放送受信契約者が代表者を通じ支払う放送受信料について、放送受信料額から、その契約種別に応じて減ずる月額は、前項に定める額に次条に定める減額分を加算したものとする。
- 3 第1項の団体一括支払に関する特例は、第5条の5に定める事業所契約に関する特例と重ねて適用することはしない。

(同一生計支払に関する特例（家族割引））

- 第5条の4 住居に設置した受信機についての放送受信契約を締結している者が、本条の特例を受けることなく放送受信料を支払う場合で、その放送受信契約者またはその者と生計をともにする者が別の住居に設置した受信機について放送受信契約を締結し、当該契約について所定の手続きを行なうときは、当該契約について、放送受信料額から、第5条に定める放送受信料額の半額を減じて支払うものとする。ただし、本条の特例は、いずれの放送受信契約についても第6条第3項に定める支払方法により放送受信料を支払う場合にのみ適用する。
- 2 NHKは、前項の所定の手続きにあたり、申込書記載の内容を確認できる資料の提出を放送受信契約者に求めることができる。放送受信契約者が要求された資料を提出しない場合、もしくは当該資料によって申込書記載の内容を確認できない場合には、NHKは、前項に定める特例を適用しないことができる。
- 3 第1項に定める特例を適用された放送受信契約者は、申込書記載の内容に変更が生じたときは、直ちに、その旨を放送局に届け出なければならない。
- 4 NHKは、申込書記載の内容に虚偽があることまたは前項の届け出がないことが判明した場合、申込書の提出時または申込書記載の内容に変更が生じたと認められる時に遡り、第1項に定める特例を適用しないことができる。

(事業所契約に関する特例（事業所割引））

第5条の5 事業所等住居以外の場所に設置する受信機について放送受信契約を締結する場合において、1の者が、同一敷地内に設置した受信機すべてについて必要な放送受信契約を締結しており、その契約件数が免除基準の「全額免除」が適用される放送受信契約を除き合計2件以上であり、支払期間を同じくして一括して放送受信料を支払う場合は、所定の手続きを行なうことにより、同一敷地内に設置した受信機についての放送受信契約のうち1件を除外し

- た残りのそれぞれについて、放送受信料額から、その半額を減じて支払うものとする。この場合、除外する１件については、放送受信契約のうち、衛星契約、地上契約、特別契約の順位で適用する。
- 前項において敷地とは、１の建築物または用途上不可分の関係にある２以上の建築物のある一団の土地をいう。
 - NHKは、第１項の所定の手続きにあたり、申込書記載の内容を確認できる資料の提出を放送受信契約者に求めることができる。放送受信契約者が要求された資料を提出しない場合、もしくは当該資料によって申込書記載の内容を確認できない場合には、NHKは、第１項に定める特例を適用しないことができる。
 - 第１項に定める特例を適用された放送受信契約者は、申込書記載の内容に変更が生じたときは、直ちに、その旨を放送局に届け出なければならない。
 - NHKは、申込書記載の内容に虚偽があることまたは前項の届け出がないことが判明した場合、申込書の提出時または申込書記載の内容に変更が生じたと認められる時に遡り、第１項に定める特例を適用しないことができる。放送受信契約者が特例の適用された放送受信料を別に定める期限までに支払わない場合は、NHKは、当該請求期間および当該請求期間後の放送受信料に関して第１項に定める特例を適用しないことができる。

(放送受信料の支払方法)

第６条 放送受信料の支払いは、次の各期に、当該期分を一括して行なわなければならない。

- 第１期（４月および５月）
 - 第２期（６月および７月）
 - 第３期（８月および９月）
 - 第４期（１０月および１１月）
 - 第５期（１２月および１月）
 - 第６期（２月および３月）
- 放送受信契約者は、前項によるほか、当該期の翌期以降の期分の放送受信料を支払うことができる。ただし、当該期以降６か月分または１２か月分の放送受信料を一括して前払するときは、期別の支払いによらないことができる。
 - 放送受信料は、次に定める口座振替、クレジットカード等継続払または継続振込により支払うものとする。この場合の手数料はNHKが負担する。
 - 口座振替 NHKの指定する金融機関に設定する預金口座等から、NHKの指定日に自動振替によって行なう支払いをいう。
 - クレジットカード等継続払 NHKの指定するクレジットカード会社等との契約に基づき、クレジットカード会社等に継続して立て替えさせることによって行なう支払いをいう。
 - 継続振込 NHKの指定する金融機関、郵便局またはコンビニエンスストア等において、NHKが定期的に送付する払込用紙（電磁的方法により提供される場合を含む。）を用いて、NHKの指定する支払期日までに継続して払込むことによって行なう支払いをいう。
 - 前項に定めるほか、放送受信料は、NHKの指定する金融機関等を通じてまたはNHKの指定する場所で支払うことができる。また、重度の障害により継続振込による支払いが困難な者等、別に定める要件を備えた放送受信契約者は、その者の住所またはその者があらかじめ放送局に申し出た場所で支払うことができる。（これらの支払い方法を「その他の支払方法」という。）
 - 放送受信契約者が口座振替により放送受信料を支払おうとする場合は、NHKが定める放送受信料口座振替利用届をあらかじめNHKに提出しなければならない。
 - 口座振替による支払いは、前項または第１１項に定める放送受信料口座振替利用届をNHKが受け付けた月の属する期の翌期以降の期分（放送受信料が前払されている場合においては、当該前払の期間が終了する月の翌月以降分）の放送受信料について取り扱うものとする。
 - 口座振替の指定日において、所定の放送受信料額を請求したにもかかわらず振り替えることができなかったとき（次項の場合を除く。）は、放送受信契約者は、当該請求期間分はその他の支払方法により支払わねばならず、当該請求期間後の放送受信料については継続振込により支払うものとする。
 - 口座振替の指定日において、残高の不足により所定の放送受信料額を振り替えることができなかった場合は、次の期の指定日に一括して請求するものとし、なお振り替えることができなかったときは、放送受信契約者は、当該請求期間分はその他の支払方法により支払わなければならない。当該請求期間後の放送受信料については、別に定める場合を除き、口座振替による支払いを継続する。
 - 放送受信料を継続振込により支払う放送受信契約者は、金融機関、郵便局またはコンビニエンスストア等において払込む方法に代えて、クレジットカード会社等に立て替えさせることによって支払うことができる。
 - 放送受信契約者がクレジットカード等継続払により放送受信料を支払おうとする場合は、NHKが定める放送受信料クレジットカード等継続払利用申込書であらかじめNHKに提出しなければならない。NHKは、その放送受信料クレジットカード等継続払利用申込書に記載された内容により立替払いが可能であることをクレジットカード会社等に確認した上で受理する。
 - 第５項の放送受信料口座振替利用届および前項の放送受信料クレジットカード等継続払利用申込書の提出は、書面に代えて電話、インターネット等の通信手段を利用した所定の方法により行なうことができる。
 - クレジットカード等継続払による支払いは、第１０項または前項に定める放送受信料クレジットカード等継続払利用申込書をNHKが受理した月の属する期の翌期以降の期分（放送受信料が前払されている場合においては、当該前払の期間が終了する月の翌月以降分）の放送受信料について取り扱うものとする。
 - NHKがクレジットカード会社等に所定の放送受信料額を請求したにもかかわらず立替払いが行なわれなかったとき、または、NHKが所定の放送受信料額を請求する前に、クレジットカード会社等から放送受信料を請求されても立替払いができないと通知を受けたときは、放送受信契約者は、当該請求期間分はその他の支払方法により支払わなければならない、当該請求期間後の放送受信料については継続振込により支払うものとする。

(メッセージの表示)

- 第７条 NHKは、受信機（衛星系によるテレビジョン放送を受信できるものに限る。以下この条において同じ。）を設置した者にその設置の旨をNHKに連絡するよう促す文字（以下「設置確認メッセージ」という。）を当該受信機の画面に表示する措置をとることができる。
- NHKは、受信機を設置した者から次の各号に掲げる事項の連絡を受けた場合には、当該受信機の画面に設置確認メッセージを表示しない措置をとるものとする。
 - 受信機の設置者の氏名および住所
 - 受信機の画面にB-CASカード番号またはACAS番号として表示される識別番号（以下「ID番号」という。）
 - 受信機を第１号の住所以外の場所に設置した場合はその場所
 - 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる理由により、NHKにおいて前項各号に掲げる事項の１に該当する事実を確認できない場合には、NHKは第１項の措置をとることができるものとする。
 - 前項の連絡を受けた事項の内容が事実と相違すること
 - 前項の連絡の後、前項第２号のID番号を変更したこと
 - 前項の連絡の後、放送受信契約を締結するまでの間において、同項第１号の住所または同項第３号の場所に変更が生じたこと
 - 第１項および前項の措置は、第３条第１項ただし書に規定する場合および放送受信契約が解約となった者が再び受信機を設置した場合についても、とることができるものとする。
 - NHKは、第２項の措置をとった受信機を設置した者が、この規約に定める放送受信契約を締結しない場合には、放送受信契約の締結を案内する文字（以下「契約案内メッセージ」という。）を当該受信機の画面に表示する措置をとることができる。
 - NHKは、前項の措置をとった受信機を設置した者が、この規約に定める放送受信契約を締結した場合には、契約案内メッセージを表示しない措置をとるものとする。

(氏名、住所等の変更)

第８条 放送受信契約者が放送局に届け出た氏名または住所を変更したときは、直ちに、その旨を放送局に届け出なければならない。受信機設置の場所を変更したときも、同様とする。

- 前項の届け出が行なわれない場合において、NHKが公共機関への調査等により放送受信契約者が放送局に届け出た住所等の変更を確認できたときは、NHKは、当該放送受信契約者が変更後の住所等を放送局に届け出たものとして取り扱うことができるものとする。この取り扱いをした場合、NHKは、

当該放送受信契約者にその旨を通知するものとする。

3 放送受信契約者が放送局に届け出た電話番号または電子メールアドレスを変更したときは、遅滞なく、その旨を放送局に届け出るものとする。

(放送受信契約の解約)

第9条 放送受信契約者が受信機を廃止すること等により、放送受信契約を要しないこととなったときは、直ちに、次の事項を放送局に届け出なければならない。

- (1) 放送受信契約者の氏名および住所
 - (2) 受信機を住所以外の場所に設置していた場合はその場所
 - (3) 受信機を事業所等住居以外の場所に設置していた場合は放送受信契約を要しないこととなるその設置場所および受信機の数
 - (4) 放送受信契約を要しないこととなった事由
- 2 NHKにおいて前項各号に掲げる事項に該当する事実を確認できたときは、放送受信契約は、前項の届け出があった日に解約されたものとする。ただし、放送受信契約者が非常災害により前項の届け出をすることができなかったものと認めるときは、当該非常災害の発生の日に解約されたものとすることがある。
- 3 NHKは、第1項の届け出の内容に虚偽があることが判明した場合、届け出時に遡り、放送受信契約は解約されないものとすることができる。

(放送受信料の免除)

- 第10条 放送法第64条第2項の規定に基づき、免除基準に該当する放送受信契約については、申請により、放送受信料を免除する。ただし、災害被災者の放送受信契約については、申請がなくても、期間を定めて免除することができる。
- 2 前項本文による免除の申請をしようとする者は、免除を受けようとする理由、放送受信契約の種別ならびにテレビジョン受信機の数およびその設置の場所を記載した放送受信料免除の申請書に、理由の証明書および受信機の設置見取図を添えて、放送局に提出しなければならない。
- 3 第1項本文により、放送受信料の免除を受けている者は、免除の事由が消滅したときは、遅滞なく、その旨を放送局に届け出なければならない。
- 4 NHKは、免除基準に定めるところにより、定期的に、第2項に定める免除を受けようとする理由の証明書を発行する者への照会等により、第1項本文により放送受信料の免除を受けている者にかかる免除の事由が存続していることを調査するものとする。
- 5 NHKは、免除の事由が存続していることを確認するため、第1項本文により放送受信料の免除を受けている者に対し、免除の理由の証明書の提出を求めることができる。
- 6 NHKは、第4項または前項によっても免除の事由が存続していることを確認できない場合、その者の放送受信契約については、放送受信料を免除しないものとする。

(放送受信料の精算)

- 第11条 放送受信契約が解約となり、または放送受信料が免除された場合において、すでに支払われた放送受信料に過払額があるときは、これを返れいする。この場合、第5条第1項または第2項に定める前払額による支払者に対し返れいする過払額は、次のとおりとする。
- (1) 経過期間が6か月に満たない場合には、支払額から経過期間に対する放送受信料額を差し引いた残額
 - (2) 経過期間が6か月以上である場合には、支払額から経過期間に対し支払うべき額につき、第5条第1項または第2項に定める前払額により支払ったものとみなして算出した額を差し引いた残額
- 2 放送受信契約の種別、前条の適用または第5条の2から第5条の5までの特例の適用に変更があった場合において、すでに支払われた放送受信料に過払額または不足額があるときは、精算して、返れいまたは追徴する。
- 3 放送受信料が支払われた期間の放送受信料について、その料額の改定があったときは、改定額により精算して、返れいまたは追徴する。
- 4 本条第1項から第3項までの返れいについて、NHKは、その額を翌期以降の期分の放送受信料（第5条第1項または第2項に定める前払額による支払者については、次回以降の前払期間分の放送受信料）の支払いに充当することができる。

(放送受信契約者の義務違反および割増金等)

- 第12条 NHKは、放送受信契約者が次の各号の1に該当する不正な手段により放送受信料の支払いを免れたときは、当該放送受信契約者に対し、支払いを免れた放送受信料に加え、その2倍に相当する額である割増金を請求することができる。
- (1) 放送受信契約の解約の届け出の内容に虚偽があったときその他第9条の放送受信契約の解約について不正があったとき
 - (2) 放送受信料免除の申請書記載の内容に虚偽があったときその他第10条の放送受信料の免除について不正があったとき
 - (3) その他放送受信料の支払いについて不正があったとき
- 2 NHKは、受信機を設置した者が正当な理由なく第3条第1項に定める期限までに第1条第2項に従った契約種別の放送受信契約書を提出せず、当該期限を経過した後に放送受信契約を締結した場合、当該放送受信契約者に対し、受信機の設置の月の翌月から放送受信契約を締結した月の前月までの期間（以下本項において「対象月」という。）について、第1条第2項に従った契約種別の放送受信料に加え、その2倍に相当する額である割増金を請求することができる。ただし、対象月において当該契約より料額が低い契約種別の放送受信契約書が提出されている場合、NHKは、対象月について、第1条第2項に従った契約種別の放送受信料に加え、当該放送受信料と当該料額が低い契約種別の放送受信料との差額の2倍に相当する額である割増金を請求することができる。
- 3 NHKは、放送受信契約者が受信機を設置することにより、料額が高い契約種別への変更をする必要がある場合において、当該放送受信契約者が正当な理由なく第3条第2項に定める期限までに変更後の契約種別の放送受信契約書を提出せず、当該期限を経過した後に変更後の契約種別の放送受信契約を締結したときは、当該放送受信契約者に対し、受信機の設置の月の翌月から変更後の契約種別の放送受信契約を締結した月の前月までの期間について、変更後の契約種別の放送受信料に加え、変更後の契約種別の放送受信料と変更前の契約種別の放送受信料との差額の2倍に相当する額である割増金を請求することができる。

(支払いの延滞)

第12条の2 NHKは、放送受信契約者が放送受信料の支払いを3期分以上延滞したときは、当該放送受信契約者に対し、延滞した放送受信料に加え、1期あたり2.0%の割合で計算した延滞利息を請求することができる。

(NHKの免責事項および責任事項)

- 第13条 放送の受信について事故を生じた場合があっても、NHKは、その責任を負わない。
- 2 地上系によるテレビジョン放送を月のうち半分以上行なうことがなかった場合は、特別契約を除く放送受信契約について当該月分の放送受信料は徴収しない。
- 3 衛星系によるテレビジョン放送を月のうち半分以上行なうことがなかった場合の当該月分の放送受信料は、衛星契約のときは地上契約の料額とし、特別契約については、当該月分の放送受信料は徴収しない。

(放送受信者等の個人情報の取り扱い)

- 第13条の2 NHKは、放送受信契約の事務に関し保有する放送受信者等（放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン（令和4年3月31日個人情報保護委員会・総務省告示第1号。以下「ガイドライン」という。）第3条第2号に規定する放送受信者等をいう。）の氏名および住所等の情報（以下「個人情報」という。）については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定）およびガイドラインに基づくほか、別に定めるNHK個人情報保護規程に基づき、これを適正に取り扱うとともに、その取り扱いの全部または一部の委託先に対し、必要かつ適切な監督を行なう。
- 2 前項の個人情報の取り扱いについては、放送受信契約の締結と放送受信料の収納のほか、免除基準の適用、放送の受信に関する相談業務、NHK共同受信施設の維持運営、放送やイベントのお知らせ、放送に関する調査への協力依頼をその利用の目的とする。

(規約の変更)

第14条 この規約は、総務大臣の認可を受けて変更することができる。

(規約の周知方法)

第15条 この規約およびこの規約の変更は、官報によって周知する。

付則

(施行期日)

1 この規約は、令和5年10月1日から施行する。

(電話番号および電子メールアドレスの届け出に関する経過規定)

2 令和4年4月1日より前に放送受信契約書を提出した者については、同日以降、住所変更、放送受信契約の種別の変更その他のこの規約に定める各種の手続きを行なうときに、第3条第5項に定める電話番号および電子メールアドレスを放送局に届け出るものとする。ただし、すでに届け出ている場合はこの限りではない。

(放送受信料の支払いに関する経過規定)

3 受信機の設置の月が令和元年9月以前である場合には、第5条第1項の規定にかかわらず、放送受信契約者は、受信機の設置の月（当該月に第9条第2項の規定により解約となった場合を含む。）の放送受信料を支払わなければならない。

4 第5条第3項第1号および同条第4項第3号の規定は、その変更にかかる受信機の設置の月が令和元年10月以降である放送受信契約に、同条第3項第2号ただし書の規定は、受信機の設置の月またはその変更にかかる受信機の設置の月が令和元年10月以降である放送受信契約に、同条第4項第1号の規定は、受信機の設置の月が令和元年10月以降である放送受信契約に適用する。

(割増金の支払いに関する経過規定)

5 不正な手段により支払いを免れた令和5年3月以前の放送受信料がある場合における第12条第1項の規定の適用については、同項中「その2倍に相当する額」とあるのは「放送受信料の支払いを免れた期間のうち、支払いを免れた令和5年4月以降の放送受信料の2倍に相当する額」とする。

6 受信機の設置の月が令和5年3月以前である場合における第12条第2項の規定の適用については、同項中「第3条第1項に定める期限までに」とあるのは「令和5年6月末日までに」とし、「その2倍に相当する額」とあるのは「令和5年4月から放送受信契約を締結した月の前月までの放送受信料の2倍に相当する額」とし、「対象月について、第1条第2項に従った契約種別の放送受信料に加え、」とあるのは「対象月の第1条第2項に従った契約種別の放送受信料に加え、令和5年4月から放送受信契約を締結した月の前月までの」とする。

7 受信機の設置の月が令和元年9月以前である場合における第12条第2項の規定の適用については、前項の読み替えに加え、第12条第2項中「受信機の設置の月の翌月から」とあるのは「受信機の設置の月から」とする。

8 料額が高い契約種別への変更にかかる受信機の設置の月が令和5年3月以前である場合における第12条第3項の規定の適用については、同項中「第3条第2項に定める期限までに」とあるのは「令和5年6月末日までに」とし、「受信機の設置の月の翌月から変更後の契約種別の放送受信契約を締結した月の前月までの期間について、変更後の契約種別の放送受信料に加え、」とあるのは「受信機の設置の月の翌月から変更後の契約種別の放送受信契約を締結した月の前月までの期間の変更後の契約種別の放送受信料に加え、令和5年4月から変更後の契約種別の放送受信契約を締結した月の前月までの」とする。

9 料額が高い契約種別への変更にかかる受信機の設置の月が令和元年9月以前である場合における第12条第3項の規定の適用については、前項の読み替えに加え、第12条第3項中「受信機の設置の月の翌月から」とあるのは「受信機の設置の月から」とする。

(アナログ放送の終了に関する措置)

10 第9条の規定にかかわらず、放送受信契約者がNHKのテレビジョン放送のうちアナログ方式の放送（以下「アナログ放送」という。）の終了に伴い、NHKのテレビジョン放送を受信することができなくなり、第1条第2項に定める受信機の設置がないこととなったときは、アナログ放送の終了日（以下「アナログ放送終了日」という。）から1年以内に、次の事項を放送局に届け出なければならない。

(1) 放送受信契約者の氏名および住所

(2) 設置がないこととなった受信機の数

(3) 受信機を住所以外の場所に設置していた場合はその場所

(4) NHKのテレビジョン放送のうちデジタル方式の放送を受信することができない事情

11 NHKにおいて前項各号に掲げる事項に該当する事実を確認できたときは、放送受信契約は、アナログ放送終了日に終了したものとする。

12 NHKは、付則第10項の届け出の内容に虚偽があることが判明した場合、アナログ放送終了日に遡り、放送受信契約が終了しないものとするができる。

13 付則第11項の規定により放送受信契約が終了した放送受信契約者における第5条第1項の適用については、同項中「第9条第2項の規定により解約となった月」とあるのは「アナログ放送終了日の属する月」とし、付則第11項の規定により放送受信契約が終了した放送受信契約者における付則第3項の適用については、同項中「当該月に第9条第2項の規定により解約となった」とあるのは「当該月にアナログ放送終了により放送受信契約が終了した」とし、付則第11項の規定により放送受信契約が終了した場合における放送受信料の精算については、第11条第1項を準用する。この場合において、「解約」とあるのは「終了」と読み替えるものとする。

14 第3条第2項の規定にかかわらず、衛星契約を締結している放送受信契約者が、アナログ放送終了により、地上系によるテレビジョン放送のみを受信できることとなったときは、アナログ放送終了日から1年以内に、次の事項を記載した放送受信契約書を放送局に提出しなければならない。

(1) 放送受信契約者の氏名および住所

(2) 変更にかかる受信機の数

(3) 受信機を住所以外の場所に設置していた場合はその場所

(4) 受信できる放送の種類に変更が生じた事由

15 付則第11項および第12項の定めは、前項の規定による放送受信契約種別変更の場合について準用する。この場合において、「前項各号」とあるのは「付則第14項各号」と、「終了し」とあるのは「衛星契約から地上契約に種別変更され」と、「付則第10項の届け出」とあるのは「付則第14項の提出」と読み替えるものとする。

(新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた延滞利息に関する措置)

16 第12条の2の規定にかかわらず、令和2年4月から令和5年9月までの間の放送受信料については、支払いを延滞した場合であっても、同条に定める延滞利息は発生しない。また、当該期間は同条に定める3期分以上の延滞に通算しない。

別表1 沖縄県の区域内に居住する者の支払うべき放送受信料額（第5条第2項関係）

種別	月額	6か月前払額	12か月前払額
地上契約	965円	5,539円	10,778円
衛星契約	1,815円	10,416円	20,267円